

# 犬の飼い主の皆さんへ



## ■ 犬の登録が義務づけられています

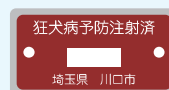
### ■ 狂犬病予防法 第4条

犬を飼い始めたら犬の登録が必要です。川口市保健所、各支所、川口駅前行政センターの窓口で登録の申請を行って鑑札の交付を受けてください。  
(生後90日以内の犬は、90日を経過してから登録してください。)

## ■ 狂犬病予防注射を受けることが義務づけられています

### ■ 狂犬病予防法 第5条

狂犬病はほとんど全てのほ乳類の間で感染が成立する感染症です。発症すれば治療法はなく、死亡率がほぼ100%という恐ろしい病気です。動物病院や集合狂犬病予防注射会場などで、必ず毎年1回狂犬病予防注射を受けたうえで、市に届け出をし、狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。



## ■ 鑑札と狂犬病予防注射済票を首輪などに装着させることが義務づけられています

### ■ 狂犬病予防法第4条・第5条

犬が迷子になった場合、鑑札や狂犬病予防注射済票が装着されていれば、番号で飼い主のかたを特定できます。

## ■ 犬のふん・尿は片付けてください

### ■ 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例 第6条第4号及び第7号

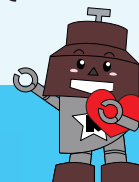
トイレは、散歩前に自宅でさせてください。外でしてしまった場合は、必ず飼い主のかたが責任を持って片付けてください。



## ■ 近隣に迷惑をかけないようにしましょう

### ■ 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例 第6条第5号

鳴き声や臭いなどで近隣に迷惑をかけないようにしましょう。吠え癖は犬にとってもストレスです。原因が何であるかを飼い主が正しく理解することが重要です。ドッグトレーナー（犬の訓練士）や獣医師などの専門家に相談してみることもよいでしょう。



# 犬の放し飼いは禁止されています

## ■ 散歩のときは必ずリード(綱)をつけましょう

### ■ 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例 第7条第1号ハ

放し飼いにして、他のかたに迷惑をかけていませんか？

犬が苦手なかた、アレルギーがあるかた、小さな子どもなどは、つながれていない犬に対して、不安や恐怖を感じます。普段は大人しい、よくしつけられた犬であっても、少しのことで驚いて、人や他の犬に咬みついてしまうことがあります。

また、飼い主の目の届かないところで、ふん尿をして、他のかたに迷惑をかけてしまうかもしれません。

犬の散歩のときは必ずリードをつけ、制御ができるように短めに持ちましょう。公園などで放すことも禁止です。  
(ドッグランなど、犬を放すことが認められている場合を除きます。)



## ■ リード(綱)は愛犬を守るものです

屋外は犬にとって刺激が多く、危険もいっぱいです。いつどのような事態が起こるか分かりません。リードをつけていないと、突然道路に飛び出して交通事故にあってしまったり、突然走り出して迷子になってしまったりすることもあります。

必ずリードをつけ、万が一の場合に備えて「おいで」など、呼び戻しができるようにしつけをしておくことも重要です。また、首輪なども定期的に取り替え、抜けないようにきつめに装着し、日頃から調整、点検しましょう。

### 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

(犬の飼い主の遵守事項)

第七条 犬の飼い主は、前条各号に掲げる事項のほか、その飼養する犬について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれのない場所において、固定した物に綱若しくは鎖で確実に係留して飼養し、又はさく、おりその他の囲いの中で飼養すること。ただし、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- ハ 犬を制御できる者が、綱若しくは鎖で確実に保持し、移動させ、又は運動させる場合

(措置命令)

第十六条 知事は、第七条（第四号を除く。）若しくは前条第二項の規定に違反している犬の飼い主があるとき、又は犬が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたとき、若しくは加えるおそれがあると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

- 三 その他犬による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置

(罰則)

第二十二条 第十六条第一項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。